

建築基準法施行令等の改正（平成 24 年 9 月 20 日施行）について

平成 24 年 9 月 20 日

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本日、9 月 20 日より施行される建築基準法の政令改正についてお知らせいたします。

1、改正の内容

①【既存不適格建築物に係る規制の合理化】（政令第 137 条の 2）

法第 20 条の規定の適用を受けない既存不適格建築物の増改築に係る部分の床面積が延べ面積の **2分の1を超える増改築** であっても構造耐力上安全であることが確認できれば、現行の構造耐力規定を求めないこととなりました。もちろん、**適判対象になりません。**

②【防災関係施設の容積率緩和について】（政令第 2 条第 1 項第 4 号 延べ面積）

今回は対象とし、「容積率の算定時の延べ面積から除外する部分」に、専ら防災の為に設ける部分が加わりました。

第三面			
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	()	()	() m ²
【ロ. 地階の住宅の部分】	()		m ²
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	()		m ²
【ニ. 自動車車庫等の部分】	()		m ²
【ホ. 備蓄倉庫の部分】	()		m ²
【ヘ. 蓄電池の設置部分】	()		m ²
【ト. 自家発電設備の設置部分】	()		m ²
【チ. 貯水槽の設置部分】	()		m ²
【リ. 住宅の部分】	()	()	() m ²
【ヌ. 延べ面積】	()	()	() m ²
【ル. 容積率】		%	

ホ. 備蓄倉庫 【イ. 建築物全体】の1/50まで緩和
ヘ. 蓄電池 【イ. 建築物全体】の1/50まで緩和
ト. 自家発電設備 【イ. 建築物全体】の1/100まで緩和
チ. 貯水槽 【イ. 建築物全体】の1/100まで緩和

太字の項目が追加されました。

※申請書の書き方 [ここをクリック](#)

2、今回の改正の対応

政令改正に伴い、確認申請書の様式が新しくなりました。（第三面）

このためセンターでは、スピカ（無料申請書作成プログラム）を早急に改修いたします。

それまでは、**追加された容積率緩和措置を講ずる申請の場合のみ、新書式**（ワード書式

[ここをクリック](#)）を使用し、それ以外の場合は、旧書式をご利用ください。

※ 詳細[ここをクリック](#)、センターに ご相談ください。

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

TEL 054-202-5572 事業本部